

「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(再修正案)」の骨子

1 経営システム(第1条～第3条関係)

基幹病院の名称は「公立北部医療センター」、設置主体は県及び北部12市町村が設置する一部事務組合、経営単位は北部単独、経営形態は北部医療財団による指定管理とする。

2 協議会(第4条関係)

基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備に関して必要な事項について協議するための組織として、「公立北部医療センター整備協議会」を設置する。

3 財政負担(第5条関係)

北部医療センターの整備費用に対する北部12市町村の負担は、市町村の一般財源に影響を与えないこと及び整備費用に係る借入金の償還に対する支援は県が行う。

組合への負担金は地方交付税相当額とし、不足する場合は県が負担する。
財団への財産の拠出は、財団設立時に限る。

4 剰余金の取扱い(第6条関係)

北部医療センターの運営により生じた剰余金の取扱いは、職員及び医療機器への投資、将来の病院建設費用の積立などに充てるものとし、その詳細については協議会で定める。

5 資産・負債の取扱い(第7条、第8条関係)

両病院が保有する資産及び負債は、原則として、医師会病院のものは北部医療センターに引き継ぎ、県立北部病院のものは引き継がないものとし、その詳細については整備協議会において協議の上決定する。

6 職員の身分取扱い(第9条～第11条関係)

両病院の職員で希望する者は、財団の職員として雇用する。また、財団の労働条件は、医師会病院の労働条件を適用する。

7 基本構想等(第12条関係)

北部医療センターの基本構想又は基本計画は、整備協議会において協議の上決定する。

8 医療機能(第13条～第16条関係)

北部医療センターの医療機能は、急性期病床400床、回復期病床48床及び感染症病床2床による450床程度並びに両病院の診療科目等を維持すること等を基本とし、協議会において協議の上決定する。

医師会病院の健診・検診機能及びちゅら海クリニックの機能は、北部医療センターに引き継ぐものとし、北部に所在する公立診療所は、原則として北部医療センターの附属診療所として位置付ける。

9 職員の派遣(第17条関係)

県は、北部医療センターの運営上必要がある場合、開院時から3年間を限度として財団へ職員を派遣し、なお必要があると認められる場合は派遣期間を延長する。